

十九八七	六五四	三二一	向基年〇 向けづ財個財
初利發發 期率行行 利価日 子格	振額最 替低額 單位面金	發用振 行等替 額項及 の適	名法發 稱條律 及之根 號及之 適則拠 記
た期平年額平す額の振 金と成〇面成るの記替 額し二・金二。整載法 を、十〇額十八數又の 支次九五百八倍は規 払の年パ円年の記定 う算一丨に七金録に 。式月セつ月額はよ たに十ンき十に、る だよ五ト百五よ最振 しり日円日る低替 、算をも額口 支出支の面座 払し払と金簿	一十額の定以律社條九特三個 万三面振の下へ平成、一年別年 円万金替適「平成株式會計に利付 円額機関用を振替十二年法律第十七 で四は受け法」の振替三十回 五百本銀もものう。法律第七 十三年法律第十七 十銀行のとし。三億と 三百する、の三 八。そ規	人向 き、平成 二年發行 行年條件 八月等を 九月十 財務大臣 麻生太郎 ・	平成国債、平成第六 年告示第 二十八行 年条件等 月七月 行等を次 日十五日 に開催す とおり告 示する省 令第十四 項の規定 。個人に 基づき、 年告示第 二十八行 年条件等 月七月 行等を次 日十五日 に開催す とおり告 示する省 令第十四 項の規定 。個人に

十 十 十 十 十
六 五 四 三 二

の	中	払	払	償	償	後	第
取	途	込	込	還	還	の	二
扱	換	場	期	金	期	利	期
い	金	所	日	額	限	子	以

期が銀行休業日に当たるとときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十二号において規定
する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.05}{100} \times \frac{1}{2}$$

(一) 次の区分により算出した金額とする。式に応じ、その買取金額は、それぞれの算うることとし、その買取りは、平成二十九年七月十五日以後において行なうこととした。日本銀行の本店又は支店にて、その日以前六月間に属する利子を支払う。

(二) 既に支拂った金額 + 経過利子に相当する金額 - (初期利子に相当する金額 × $\frac{7.9 \cdot 685}{100}$ + 第二期利子に相当する金額 × $\frac{7.9 \cdot 685}{100}$)

額面金額十経過利子に相当する金額
 $\times \frac{79.685}{100} \times 2$

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法）

（昭和二十五年法律第七十三号）

(一) 金そ買人の月をつ災十救すは指第昭へ人が養第正益する特定障害者扶養信託契約の一部を改受する事項に規定す
 額れ取こ向十有た害八助る當定二和特が、信一前第五号の相続税法等の一項に規定す
 平とぞ金とけ五すとが号法。該都百二別、死託項に相続税法第三条の四第一項に規定す
 すれ額が国日るき発（）（）市市五十区又亡契に相続税法第二規二十条に規定す
 二十九のはで債前者に生に昭のに十二をはし約規定する特二十五年法律第七十三号）
 算、きのでがはしよ和区区あ二年含そたのと受益者扶養信託契約の一部を改受す
 式次る中あ、当、る二域若つ條法みのと受益者扶養信託契約の一部を改受す
 にのも途つ平該當救十にしての律、居き地住にはを別十一条による改受す
 よ区の換て成個該助二おくは十第地方すはそ含障害条の四改受す
 り分と金も二人災の年いは、九六方自る市のむ害条の四改受す
 算にしを、十向害行法て總當第十自治市町相。者のの改受す
 出応、請當九けにわ律、合該一七法町相。者のの改受す
 しじそ求該年国かれ第災区市項号法村続扶四改受す
 た、のす個七債かる百害と又の（）扶四改受す

払元利金所支

(二) 平成二十九年七月十五日から平成二十九年七月十五日までの間に相当する金額 + 経過利息に相当する金額 - (初期利息に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ + 経過利息)

の額相当する金額) 平成二十九年一月十五日前の場合の額相当する金額 - 経過利息に相当する金額 + 経過利息に相当する金額 - 経過利息に相当する金額